

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和7年5月受付分

1 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

2 商号又は名称等					
商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許 可 番 号	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
(全部廃業)					
(株)エムケイシー大分	森浩一郎	大分市上田町3-3-4-103チュリス古国府壱番館	大分県知事許可(般-5)第12836号	とび・土工工事業	令和7年5月16日
(有)橋本鉄工	橋本 卓司	中津市大新田339-1	大分県知事許可(般-4)第7013号	鋼構造物工事業	令和7年5月19日
(有)藤工産	谷本 浩一	佐伯市女島区10308-6	大分県知事許可(般-2)第10285号	内装仕上工事業	令和7年5月23日
(一部廃業)					
ひびき(株)	秋山 豪	中津市大字福島2149-1	大分県知事許可(般-2)第12348号	屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業	令和7年5月8日
(有)日豊	武吉 信哉	中津市大字是則1081-12	大分県知事許可(般-3)第13330号	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業	令和7年5月15日